



受理番号 第 38 号

受理日 平成29年9月19日

国自技第 118 号の 1

平成 29 年 9 月 14 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局
技術政策課長



1958 年協定の名称変更の発効に伴う通達の読替えについて

「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(1958 年協定) については、協定の名称の変更を含む改正が平成 29 年 9 月 14 日に発効します。

つきましては、協定の名称を引用する 1. に掲げる通達について、2. のとおり、「現行」欄に掲げる語は、これに対応する「読替え」欄に掲げる語に読み替えるものとしますので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

また、本通達は平成 29 年 9 月 14 日から適用します。

記

1. 対象通達

「自動車及び原動機付自転車駆動用リチウムイオン蓄電池の取り扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて (平成 29 年 3 月 6 日付国自技第 254 号)

2. 読替えの内容

読替え	現 行
車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定	車両ならびに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

以上